

財務(支)局長 殿

資金移動業者名

代表者

担当者情報	
所属	
氏名	
電話番号	
E-mail	

今般、以下のように障害等が発生したので、 年 月 日付〇〇第 号に基づき報告します。

障害発生等報告書

(第 報)

(連絡日時: 年 月 日 時 分)

項 目		内 容
障害の発生 日時・場所	発生日時	年 月 日 時 分頃
	発生場所	
障害の発生した サービス	サービスの概要	
	サービスへの影響	
障害原因	障害分類	
	原因内容等	<input type="checkbox"/> 未確認 <input type="checkbox"/> 確認済 内容 ()
対象システム	システム名称	
	システムの概要	
被害状況等	復旧見込	<input type="checkbox"/> 復旧済み (日 時頃) <input type="checkbox"/> 復旧見込み (日 時頃) <input type="checkbox"/> 不 明
	被害状況	
	復旧までの影響	
対処状況	復旧までの対応	
	対外説明	
	その他の連絡先等	
事後改善策		

(記 載 要 領)

1. 第1報については、障害等の全容が判明する前の断片的なものであっても差し支えないものとする。
第2報以降については、第1報後の状況の変化の都度適時にその状況を記載する。
なお、「連絡日時」には、各報告を行った時点での日時を記載する。
2. サービスへの影響や原因等が多岐に亘る場合、または補足説明資料等がある場合については、本様式にその旨記載した上で、別紙に記載し添付することも可能とする（様式任意）。
3. 「障害の発生日時・場所」欄における「発生場所」については、障害が発生しているシステムの設置場所等（市町村名まで）及び店舗等の名称を記載する。
4. 「障害原因」欄における「障害分類」については、報告時点において障害分類表で示した原因の中で分類可能なものを記載する。
なお、障害の原因が多岐に亘る場合は、該当し得るものを複数記載することを可とする。
また、「災害」を起因とするシステム障害については、通信障害による遠隔地での通信スルー・ダウン等のように被災地以外で発生したものに限り、本様式に記載する（被災地で発生しているシステム障害は本様式に記載する必要はない。）。
5. 「対象システム」欄における「システム名称」については、障害が発生しているシステムの名称、または当該システムが担っている業務名（勘定系、対外接続系等）を記載する。
6. 「被害状況等」欄における「被害状況」については、被害（利用者への影響等）が確認されている場合には、必要に応じその状況を記載する。
7. 「対処状況」欄における「復旧までの対応」については、応急措置や抜本的対応（代替措置等の状況・方針）、抜本的対応の準備に要する時間等を記載する。
8. 「対処状況」欄における「その他の連絡先等」については、警察、セキュリティ関係機関、他省庁等に対して、既に本障害等を報告している場合に、その内容を記載する。
9. 特定信託会社の場合には、「資金移動業者名」に特定信託会社の商号を記載すること。

(障 害 分 類 表)

本様式の「障害原因」欄における「障害分類」には、下記表のコード番号を記載する。
報告時点において障害原因が不明である場合は、障害分類は空白であっても差し支えない。

脅威の種類	コード 番号	原因の分類	説明
サイバー攻撃をはじめとする意図的要因	1-1	外部からの不正アクセス、DoS 攻撃	外部からのサイバー攻撃による障害
	1-2	コンピュータウイルスへの感染	コンピュータウイルスへの感染による障害
	1-3	その他の意図的要因	その他の意図的要因による障害
非意図的要因	2-1	ソフトウェア障害	ソフトウェアの不具合等による障害
	2-2	ハードウェア障害	ハードウェア等物理的な不具合等による障害
	2-3	管理面・人的要因	設定ミス、操作ミス、外部委託管理上の問題等による障害
	2-4	その他の非意図的要因	その他の非意図的要因による障害
災害や疾病	3	災害や疾病	災害や疾病による障害
他分野の障害からの波及	4-1	情報通信分野（電気通信）からの波及	利用する電気通信サービスからの波及による障害
	4-2	電力分野からの波及	利用する電力利用からの波及による障害
	4-3	水道分野からの波及	利用する水道供給からの波及による障害
	4-4	その他の波及	その他の波及による障害
その他	5	その他	上記の脅威の種類以外の理由による障害

資金移動業者等に関する相談・苦情等受付票

日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 [電話・来局・文書]		
業 者 名 等	(登録番号)		
申 出 者		応 接 者	
相 談 ・ 苦 情 等 内 容			
処 理 内 容 結 果 等			

(記載上の注意)

- ・ 特定信託会社の場合には、「登録番号」を「届出受理番号」と読み替えて記載することとし、資金移動業（特定資金移動業を除く。）及び特定資金移動業を営む場合には、登録番号及び届出受理番号を併記すること。

文 書 番 号
年 月 日

総 合 政 策 局 長 殿

財 務 (支) 局 長

資 金 移 動 業 登 録 申 請 者 の 登 録 の 拒 否 に つ い て

年 月 日 付 で 申 請 の あ っ た 下 記 資 金 移 動 業 登 録 申 請 者
の 登 録 に つ い て は 、 下 記 理 由 に よ り 拒 否 し た の で 、 当 該 登 録 申 請 書 の
写 し 等 を 付 し て 通 知 し ま す 。

記

商 号
代 表 者 の 氏 名
登 録 の 拒 否 の 年 月 日
拒 否 理 由

文 書 番 号
年 月 日

財務 (支) 局長 殿

財務 (支) 局長

資金移動業者等の変更届出について

標記のことについて、下記資金移動業者等から別添の変更届出書のとおり本店の所在地の変更届出があったので、関係書類を添えて通知します。

記

商 号
代表者の氏名
住 所
登 録 番 号

(記載上の注意)

- ・ 特定信託会社の場合には、「登録番号」を「届出受理番号」と読み替えて記載することとし、資金移動業（特定資金移動業を除く。）及び特定資金移動業を営む場合には、登録番号及び届出受理番号を併記すること。

意 見 書	
商 号	
資金移動業者等の概要	
(登録年月日)	年 月 日
(概 要)	
(問題点等)	
直前の検査結果	
供託等の状況	
苦情の状況	
行政処分	
その他参考事項	

(記載上の注意)

- ・ 特定信託会社の場合には、「登録年月日」を「届出年月日」と読み替えて記載すること。

文 書 番 号
年 月 日

財務 (支) 局長 殿

財務 (支) 局長

資金移動業業者の変更届出について

年 月 日付 号で通知のあった標記のこと
については、下記のとおり当 (支) 局の資金移動業者登録簿に変更登録
したので通知します。

記

商 号
登録年月日
登録番号

(記載上の注意)

- ・ 特定信託会社の場合には、「資金移動業者登録簿」を「特定信託会社名簿」、「変更登録」を「登載」、「登録年月日」を「届出年月日」、「登録番号」を「届出受理番号」と読み替えて記載すること。また、資金移動業 (特定資金移動業を除く。) 及び特定資金移動業を営む場合には、登録番号及び届出受理番号を併記すること。

資金移動業者登録証明書

年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者 商 号

代表者の氏名

下記のとおり、資金決済に関する法律第 37 条の規定により登録を受けて

いる
 いた

 ことを証明願います。

使用目的	
提出先	

記

商 号	
代表者の氏名	
住 所	
登録番号	財務(支)局第 号
登録年月日	年 月 日
業務停止期間	年 月 日から 年 月 日
業務停止営業所	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

財務(支)局長

特定信託会社名簿登載証明書

年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者 商 号
代表者の氏名下記のとおり、資金決済に関する法律第 37 条の 2 第 2 項の規定により読み
替えて適用する第 39 条に規定する特定信託会社名簿への登載を受けて

いる
いた

ことを証明願います。

使用目的	
提出先	

記

商 号	
代表者の氏名	
住 所	
届出受理番号	財務(支)局第 号
届出年月日	年 月 日
業務停止期間	年 月 日から 年 月 日
業務停止営業所	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

財務(支)局長

資金移動業者登録簿縦覧申請書

年 月 日

〇〇財務(支)局長 殿

縦覧の目的	
-------	--

登録番号	資金移動業者等の商号	貸出	返納

(記載上の注意)

- ・ 特定信託会社の場合には、「資金移動業者登録簿」を「特定信託会社名簿」、「登録番号」を「届出受理番号」と読み替えて記載すること。資金移動業(特定資金移動業を除く。)及び特定資金移動業を営む場合には、登録番号及び届出受理番号を併記すること。

上記資金移動業者登録簿を縦覧したく、申請します。

申請者 氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

職 業 _____

貸出	時	分
返納	時	分

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長第 号
住所(郵便番号)

電話番号() -

商号

代表者の

氏名

(国内における
代表者の氏名)

業務報告書

年 4 月 1 日から 年 3 月 3 1 日までの業務の状況を次のとおり報告いたします。

記

1. 営業所数(自社設置分) 店

2. 年間取扱件数

第 1 種	第 2 種	第 3 種	特定資金移動業
件	件	件	件

3. 年間取扱金額

第 1 種	第 2 種	第 3 種	特定資金移動業
百万円	百万円	百万円	百万円

4. 1 件あたり平均取扱金額

第 1 種	第 2 種	第 3 種	特定資金移動業
-------	-------	-------	---------

千円	千円	千円	千円
----	----	----	----

5. 1件あたり平均取扱日数

第1種	第2種	第3種
日	日	日

6. 契約利用者数

第1種	第2種	第3種
名	名	名

7. 個人間送金及びそれ以外の送金の別

		件数	送金額	1件あたり平均取扱金額
第1種	個人間送金	件	百万円	千円
	上記以外の送金	件	百万円	千円
第2種	個人間送金	件	百万円	千円
	上記以外の送金	件	百万円	千円
第3種	個人間送金	件	百万円	千円
	上記以外の送金	件	百万円	千円

8. 国内外別の件数・送金額・1件あたり平均取扱金額

		件数	送金額	1件あたり平均取扱金額
第1種	国内→国内送金	件	百万円	千円
	国内→国外送金	件	百万円	千円
	国外→国内送金	件	百万円	千円
第2種	国内→国内送金	件	百万円	千円
	国内→国外送金	件	百万円	千円
	国外→国内送金	件	百万円	千円
第3種	国内→国内送金	件	百万円	千円
	国内→国外送金	件	百万円	千円
	国外→国内送金	件	百万円	千円

9. 兼業の種類：

(記載上の注意)

1. 特定信託会社の場合には、「登録番号」は「届出受理番号」と読み替えて記載することとし、資金移動業（特定資金移動業を除く。）及び特定資金移動業を営む場合には、登録番号及び届出受理番号を併記すること。
2. 「第1種」、「第2種」及び「第3種」とは、それぞれ第一種資金移動業、第二種資金移動業及び第三種資金移動業をいう。
3. 1については、国内にある、資金移動業（特定信託会社の場合には、特定資金移動業）の業務上主要な活動が行われる営業所を対象とする。
4. 資金移動業のうち電子決済手段の発行による為替取引を行う場合及び特定信託為替取引を行う場合にあつては、1～4及び9のみ記載し、それぞれ電子決済手段の発行及び償還に区分して記載すること。法第2条第10項第4号の委託をした場合にあつては、1～4及び9のみ記載し、資金移動業の名称ごとに、それぞれ為替取引（当該委託を受けて電子決済手段等取引業者が行う同号に掲げる行為に係る業務の利用者間の資金の移動に係るものを除く。）に関する債務を負担したもの及び当該為替取引に関し負担する債務の履行を完了したものに区分して記載すること。
5. 外国資金移動業者又は外国信託会社においては、2～5及び7（外国信託会社は2～4）は、送金先又は送金元のいずれかが国内に住所を有するものについてのみを対象とする。
6. 6については、内閣府令第29条第1項第2号に掲げる「為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結している」国内の利用者数を記載する。
7. 7・8については、2～4の内訳を記載する。

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長第 号
住所(郵便番号)

電話番号() -

商号

代表者の
氏名

(国内における
代表者の氏名)

廃止の手続き等に係る報告書

廃止の手続き等の実施予定について、下記のとおり報告します。

記

(記載上の注意)

- ・ 特定信託会社の場合には、「登録番号」を「届出受理番号」と読み替えて記載することとし、資金移動業(特定資金移動業を除く。)及び特定資金移動業を営む場合には、登録番号及び届出受理番号を併記すること。

1. 廃止する資金移動業(特定信託会社にあつては、特定資金移動業)の名称等

資金移動業の名称	
----------	--

(記載上の注意)

- ・ 資金移動業の種別を括弧書で併せて記載すること。電子決済手段を廃止する場合には、電子決済手段の名称を記載すること。

2. 資金移動業の全部又は一部の廃止を決定した日等

廃止決定年月日	
廃止年月日	

3. 公告、営業所等における掲示

	公告の方法、掲載予定日	掲載新聞紙・ウェブアドレス・場所等
公告		
営業所における掲示		
その他の手段		

(記載上の注意)

- ・ 公告の方法には、官報公告、日刊新聞紙による公告又は電子公告のいずれであるかを記載すること。
- ・ その他の手段には、電子公告以外でウェブサイトでの掲示等を行う場合に記載すること。
- ・ 場所等については、掲載した新聞紙の配付地域及びポスター等の掲示場所等について記載すること。

4. 債務履行完了方法等

債務履行完了予定日	
債務履行完了方法	

(記載上の注意)

- ・ 事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により業務の承継が行われる場合は、「債務履行完了予定日」を「承継予定日」、「債務履行完了方法」を「承継方法」と読み替えて記載すること。

5. その他廃止の手続きに関し参考となる事項

6. 添付資料

公告（案）

営業所等における掲示物（案）

その他参考となる資料

財務（支）局長 殿

届出者 登録番号 財務（支）局長第 号
住所（郵便番号）

電話番号（ ） —

商 号

代表者の

氏 名

〔国内における
代表者の氏名〕※連絡先、商号に変更があった場合は、財
務（支）局長にその旨連絡願います。

資金移動業に関する債務状況等に係る報告書

廃止業者の債務状況等について、下記のとおり報告します。

記

（記載上の注意）

- ・ 特定信託会社の場合には、「登録番号」を「届出受理番号」と読み替えて記載することとし、資金移動業（特定資金移動業を除く。）及び特定資金移動業を営む場合には、登録番号及び届出受理番号を併記すること。

1. 債務状況

①要履行保証額

未達債務の額	千円
権利の実行の手続きに関する費用の額	千円
合計	千円

②債務履行完了予定日

③債務履行完了方法

(記載上の注意)

- ・ 特定信託会社の場合には、「要履行保証額」を「特定信託口座により管理する金銭の額」、「未達債務」を「特定信託受益権の履行等金額の合計額」と読み替えて記載すること。
- ・ ②債務履行完了予定日、③債務履行完了方法は、別紙様式 10 の提出時点から変更があった場合に記載すること。

2. 債務者への通知

	通知日	通知方法
債権者への通知		

(記載上の注意)

- ・ 「債権者」とは、令第 17 条第 2 項に規定する「廃止しようとする資金移動業として行う為替取引に関し負担する債務に係る債権者のうち知れている者」をいう。

3. その他参考となる事項

文 書 番 号
年 月 日

財務 (支) 局長 殿

030財務 (支) 局長

事業譲渡通知について

標記のことについて、下記資金移動業者等から別添の廃止等届出書のとおり法第 61 条第 1 項第 1 号の規定 (法第 37 条の 2 第 2 項の規定により適用する場合を含む。) に基づく提出があったので、関係書類を添えて通知します。

記

氏名、商号又は名称
代表者の氏名
住 所
登 録 番 号

(記載上の注意)

- ・ 特定信託会社の場合には、「登録番号」を「届出受理番号」と読み替えて記載することとし、資金移動業 (特定資金移動業を除く。) 及び特定資金移動業を営む場合には、登録番号及び届出受理番号を併記すること。

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長第 号
住所(郵便番号)

電話番号() ー

商号

代表者の

氏名

営業所の所在報告について

資金移動業者登録簿に登録された営業所について別紙のとおり報告します。

(別紙)

登録番号	財務(支)局長第 号	
商号		
営業所の名称		
所在地	(郵便番号) 電話番号 () -	
営業所の概要	(ふりがな) 代表者の氏名	
	職名及び 職務内容	
	業務を執行する 権限の基礎	1. 代表権者がいる 2. 社内規則等による委任 3. その他(具体的に)
	常時行っている 資金移動業の業 務に係る業務内 容	1. 送金の依頼受付 2. 送金に係る資金決済 3. その他(具体的に)
	資金移動業の業 務に係る従業者 の数	人
	営業所の占有	1. 自己所有 2. 賃借 3. その他(具体的に)
	営業所の 規模・設備	(規模) 平方メートル (設備)
(記載上の注意) 代表者とは、当該営業所の業務を統括する者(本店長、支店長、営業所長等)をいう。		

無免許又は無登録で為替取引を営んでいるおそれがある者に対する照会書（案）

〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇 殿

財務（支）局長

銀行法第4条若しくは第47条、又は資金決済に関する法律第37条の規定により、為替取引は内閣総理大臣の免許又は登録を受けた者でなければ、営んではならないこととなっております。

今般、当局が調査しましたところ、貴社の行為は上記規定に違反しているおそれがあると認められます。

つきましては、貴社における業務の状況を〇〇〇年〇月〇日までに書面によりご回答願います。

なお、期限までに回答がなされない場合、警告書を発出の上、金融庁ウェブサイトで公表する等、必要な措置を行うことがありますので、念のため申し添えます。

無免許又は無登録で為替取引を営んでいる者に対する警告書（案）

〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇 殿

財務（支）局長

銀行法第4条若しくは第47条、又は資金決済に関する法律第37条の規定により、為替取引は内閣総理大臣の免許もしくは登録を受けた者でなければ、営んではならないこととなっております。

今般、当局が調査しましたところ、貴社の行為は上記規定に違反していると認められますので、直ちに当該行為を取り止めるよう警告します。

つきましては、貴社における是正措置予定を〇〇〇年〇月〇日までに書面によりご回答願います。

なお、期限までに回答がなされない場合若しくは当局の警告に応じられない場合は、しかるべき措置をとることとしますので、念のため申し添えます。